夜間金庫規定

第１条　使用目的

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へご入金される場合、窓口営業時間外に使用してください。

第２条　契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する３月末日までとし、契約期間満了日までに使用者又は当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

第３条　使用料

（１）夜間金庫の使用料は、当金庫店頭に示された所定の金額により、毎月５日（休日の場合は翌営業日）に当月分を、使用者が指定した預金口座から、普通預金、総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しの上、使用料に充当します。

（２）使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。

変更後の使用料は、変更日の翌月分から適用します。

第４条　使用方法

（１）この夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当金庫所定の入金票及び通帳等とともに所定の入金袋（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋を施錠の上、夜間金庫に投入してください。

なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

（２）入金袋を投入したのち、夜間金庫の扉が閉じたことを確認の上、使用記録票（レシート）を受け取ってください。

第５条　預金への受入処理

（１）この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認の上、指定の預金口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。

（２）前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、当金庫が確認した金額を預金への受入金額とし、入金票については別途記載いただきます。

この処理をした上は、当金庫はその責任を負いません。

第６条　入金袋等の返却

入金袋並びに通帳等は、当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店の上、受け取ってください。

第７条　鍵の保管等

（１）投入口鍵は使用者が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってく

ださい。

（２）入金袋の鍵正副２個のうち正鍵は使用者が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第８条　鍵、入金袋の喪失・き損

投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵を喪失されたとき又はき損されたときは、ただちに書面によって当店に届け出てください。

なお、この場合の修理費、再製費又は錠前等の取換えに要する費用を負担してください。

第９条　損害の負担等

この夜間金庫の使用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、投入口扉の不完全な開閉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この夜間金庫について、第１条に定める目的によらない使用が行なわれ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第１０条　反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第１１条第３項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第１１条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の開設をお断りするものとします。

第１１条　解約等

（１）この契約は、使用者の都合によりいつでも一時中止又は解約することができます。

この場合には、夜間金庫解約証による手続をしたうえ投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵をただちに当金庫へ返却してください。

（２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ投入口鍵・入金袋・入金袋正鍵を当金庫へ返却してください。

①使用者が３カ月以上使用しないとき
②使用者が２カ月以上使用料を支払わないとき
③使用者について相続の開始があったとき
④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
⑤使用者が規定に違反したとき

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫からの解約の通知に基づいて、直ちに第１項と同様な手続きをしたうえ投入口鍵・入金袋・入金袋正鍵を当金庫へ返却してください。

① 使用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前ＡからＤに準ずる行為

第１２条　譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の使用権は、譲渡・転貸又は質入れすることはできません。

なお、投入口鍵、入金袋、入金袋正鍵についても同様とします。

第１３条　規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取り扱います。

第１４条（規定の変更等）

（１）この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（２）前号の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

大牟田柳川信用金庫

（令和２年４月１日改定）